

(フラット35・財形住宅融資)
(第一面)

- | | | |
|------------------|-------------------|----|
| 検査機関名
建築士事務所名 | 合同会社Y. STORY建築事務所 | 御中 |
|------------------|-------------------|----|

(注)登録を実施する機関とは、(一社)日本建築士事務所協会連合会及び(公社)日本建築士会連合会をいいます。

※検査機関等受付欄	※検査者等名	※決裁者名	※整理簿等記録照合欄	※判定欄
				(証明年月日及び番号) 令和 年 月 日 第 号
	※備考欄			

中古住宅適合証明申請書
(フラット35・財形住宅融資)

(第二面)

融資の種別(注1)	☐ フラット35のみ ☐ フラット35+財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション) ☐ 財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンション)に限る。 ☐ 財形住宅融資(リ・ユース住宅及びリ・ユースマンション)に限る。				
建物又は団地の名称 (マンションの場合)			住宅番号	号	
売主名又は 不動産仲介等業者名	担当者 () TEL. ()-()-()				
住宅の種類(注2)	☐ 一戸建て等 ☐ マンション				
戸建型式	☐ 一戸建て ☐ 重ね建て ☐ 連続建て ☐ 共同建て		併用住宅区分	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅※ ※フラット35(中古住宅)の場合に限る。	
フラット35Sの基準の適用 (注3)(注4)	☐ 1.有	金利Bプラン	☐ 1.省エネルギー性 ☐ 1.開口部断熱 ☐ 2.バリアフリー性 ☐ 2.外壁等断熱 高齢者等配慮対策等級2以上		
		金利Aプラン	☐ 3.省エネルギー性 ☐ 1.断熱等性能等級4(注5)及び一次エネルギー消費量等級6以上 ☐ 4.耐震性 ☐ 2.断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級4(注5)以上 ☐ 5.バリアフリー性 ☐ 3.認定低炭素住宅(注6) ☐ 6.耐久性・可変性 ☐ 4.性能向上計画認定住宅(注7)		
			☐ 7.『ZEH(－M)』 ☐ 1.耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上 ☐ 8. Nearly ZEH(－M)(注10) ☐ 2.免震建築物		
			☐ 9. ZEH－M Ready(注10) ☐ 高齡者等配慮対策等級3以上 ☐ 10. ZEH(－M) Oriented(注10) ☐ 1.劣化対策等級3以上等(注8) ☐ 2.長期優良住宅(注9)		
			ZEH		☐ 7.『ZEH(－M)』 ☐ 8. Nearly ZEH(－M)(注10) ☐ 9. ZEH－M Ready(注10) ☐ 10. ZEH(－M) Oriented(注10)
		☐ 2.無			
フラット35維持保全型 の基準の適用(注4)	☐ 1.有	☐ 11.長期優良住宅(注9) ☐ 12.管理計画認定マンション(注11) ☐ 13.安心R住宅(注12) ☐ 14.インスペクション実施住宅(注13)(注14) ☐ 15.既存住宅売買瑕疵保険付保住宅(注15)			
	☐ 2.無				
フラット35中古プラスの基準 の適用(注3)(注4)	☐ 1.有(注14)				
	☐ 2.無				
提出書類	別添の適合証明申請書類チェックリストによる。				
増・改築 修 繕 の有無	増・改築	☐ 有 ☐ 無	適合証明書発行希望日	令和 年 月 日	
	修 繕	☐ 有 ☐ 無	現地調査希望日	令和 年 月 日	
備 考	☐ PDFファイルの受領ができないため、交付書類は紙による交付を希望します。				

(注1) 財形住宅(リ・ユース住宅及びリ・ユースマンション)の適合証明書交付を希望した場合、当該適合証明書はフラット35(中古住宅)並びに財形住宅融資(リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンション)の適合証明書として利用できませんのでご注意ください。

(注2) 「一戸建て等」:一戸建て、連続建て、重ね建て及び地上階数2以下の共同建ての住宅
「マンション」:地上階数3以上の共同建ての住宅(構造が耐火構造(性能耐火含みます。))又は準耐火構造)

(注3) 適合証明技術者は、フラット35S(金利Aプラン)の省エネルギー性及びフラット35中古プラスに係る判定に限定されますのでご注意ください。

(注4) フラット35による住宅ローンの借換えの場合は、フラット35S、フラット35維持保全型及びフラット35中古プラスのいずれも利用することができません。

(注5) 断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4の基準は、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準に代えることができます。

(注6) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含みます。また、令和4年10月1日改正後の建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合する住宅に限ります。

(注7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいい、令和4年10月1日改正後の建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものに限ります。

(注8) 劣化対策等級3以上等 : 評価方法基準による劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策(一戸建て以外の場合に限ります。)が必要

(注9) フラット35S(金利Aプラン)のうち「12.耐久性・可変性」を希望される場合又はフラット35維持保全型のうち「長期優良住宅」を希望される場合は、長期優良住宅の認定が取り消されたものではないことを確認してください。取り消されている場合は、フラット35S(金利Aプラン)「耐久性・可変性」及びフラット35維持保全型「長期優良住宅」のいずれも利用することができません。
また、令和4年10月1日改正前の長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準に適合するものを含みます。

(注10) 当該基準の適用に当たっては、住宅の建設地域、建物の階数など、それぞれの基準で定める条件に該当する必要があります。

(注11) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の4の規定により計画作成都道府県知事等から認定を受けた管理計画を有する共同住宅の用途に供する建築物内の住宅をいいます。

(注12) 特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程(平成29年国土交通省告示第1013号)第2条第1項に規定する特定既存住宅であって、同告示第10条第1項に規定する標章が使用されている住宅をいいます。

(注13) 既存住宅状況調査方法基準(平成29年国土交通省告示第82号)の第4条に規定する調査において調査の対象となる部位に、劣化事象等、著しい被害、著しい腐朽等(鉄骨造の場合は著しい腐食)又は構造耐力上問題のある不足が見られない住宅をいいます。

(注14) フラット35維持保全型(インスペクション実施住宅に限る。))とフラット35中古プラスは併用ができません。

(注15) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第19条第2号に規定する保険契約のうち、既存住宅売買瑕疵に係るものが付保された住宅をいいます。